

幸 手 市 建 設 工 事 等 指 名 停 止 措 置 業 者 一 覧 表

業 者 名	所在地	指名停止期間	指名停止の理由
日本ハイウェイ・サービス株式会社	東京都千代田区	令和8年 5月28日 ～ 令和8年11月27日 (6か月)	当該業者は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務に係る入札価格等について受注機会の確保を図るために情報交換を行い、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようになっていた。 これにより、令和8年4月22日、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反（不当な取引制限の禁止）を認定され、排除措置命令を受けた。 このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
協和テクノロジズ株式会社	大阪府大阪市	令和8年 9月30日 ～ 令和8年10月29日 (1か月)	当該事業者は、登録検査事業者として登録に係る業務の実施の方法によらないで点検業務を行い、無線設備等の点検の結果を免許人に偽って通知したとして、近畿総合通信局は、令和8年5月19日付で、電波法の規定に基づく行政処分（業務停止命令及び業務改善命令）を行った。 以上のことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
株式会社竹中工務店	大阪府大阪市	令和8年 9月30日 ～ 令和8年10月29日 (1か月)	当該業者の従業員は、大阪・関西万博工事の総括作業所長を務めていた際に、下請け業者に水増し請求させ、同社に損害を与えたとして、8月19日に背任容疑で大阪府警に逮捕された。 このことが、契約の相手方として不適当であると認められるため。